



海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金

事務手続きマニュアル

令和8年4月

海老名市まちづくり部住宅まちづくり課

はじめに

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、住宅セーフティネット政策の根幹である公営住宅については、老朽化及び人口減少を理由に全国的にストック数が減少しています。その一方で民間賃貸住宅ストックについては空き家・空き住戸が増加していますが、家賃滞納や近隣トラブルを懸念し、住宅確保要配慮者への貸し出しを躊躇う大家も少なくありません。そういった背景を踏まえて、大家の不安を解消し、かつインセンティブをもたらすことで、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として民間賃貸住宅ストックを有効活用する取り組みとして、本市ではセーフティネット専用住宅への経済的支援制度を始めました。

【用語について】

➤ 住宅確保要配慮者とは

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）において、住宅の確保に配慮を要するとされる者。低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など。住宅確保要配慮者の範囲の詳細は「海老名市住宅確保要配慮者に係る賃貸住宅の供給促進計画」をご確認ください。

➤ セーフティネット住宅とは

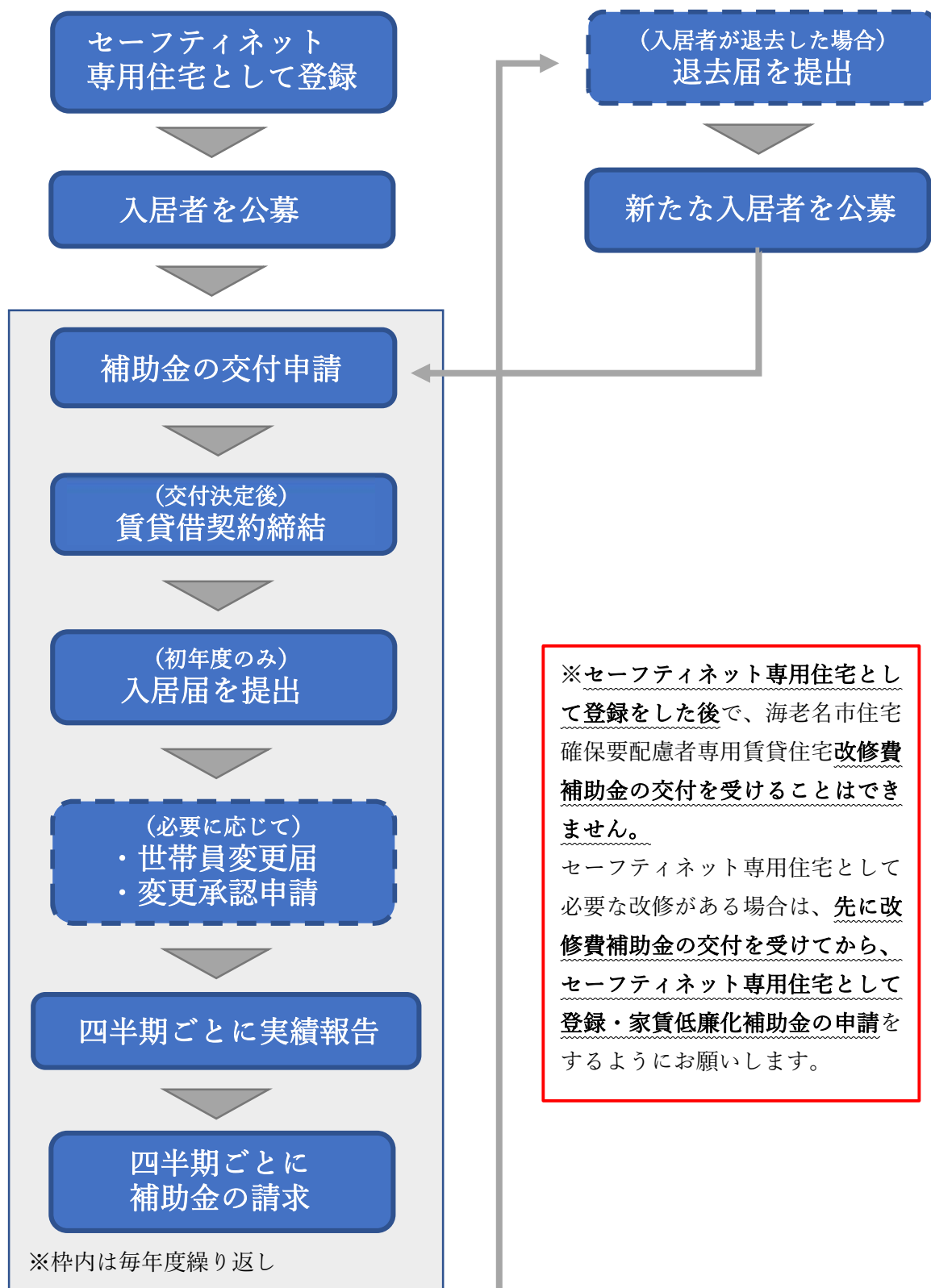
住宅セーフティネット法に基づき、都道府県等に登録された、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のこと。セーフティネット「専用」住宅として登録した場合は、住宅確保要配慮者のみが入居可能となり、それ以外の方の入居はできません。

注意：当該マニュアルは「海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱」に定める事項を平易な言葉にして記載しているものです。マニュアル内の用語・表現において疑義が生じた場合は全て要綱の条文に記載された内容が優先されます。

目次

1	事務手続きフローチャート	P 1
2	事前相談・補助要件	P 2
3	セーフティネット専用住宅としての登録について	P 5
4	補助金の額について	P 6
5	補助の期間について	P 8
6	申請手続きの流れ	P 9
7	様式記入例	P12

1 事務手続きフローチャート



※セーフティネット専用住宅として登録をした後で、海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金の交付を受けることはできません。

セーフティネット専用住宅として必要な改修がある場合は、先に改修費補助金の交付を受けてから、セーフティネット専用住宅として登録・家賃低廉化補助金の申請をするようにお願いします。

2 事前相談・補助要件

【事前相談】

申請前に以下の窓口まで事前相談をするようお願いします。なお、ご来庁いただく場合は事前にお電話にてご予約いただきますようお願いいたします。

海老名市住宅まちづくり課 T E L : 046-235-9604 住 所 : 海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所 4 階 受付時間 : 平日 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時
--

【補助要件】

(1) 補助対象者

✓	補助対象者の要件
	市内のセーフティネット専用住宅の賃貸人であること。 ※賃貸人が所有者ではない場合は、所有者の許可が必要です。
	市税等の滞納がないこと。
	暴力団関係者でないこと。

(2) 補助対象住宅

✓	補助対象住宅の要件
	海老名市内の住宅であること。
	セーフティネット専用住宅として神奈川県に登録されていること。 ※登録方法については5ページを確認してください。
	子育て世帯、新婚世帯、多子世帯が入居する場合は、住戸面積が40平米以上であること。 ※ひとり親世帯を除く。

(3) 入居者

✓	入居者の要件
	住宅確保要配慮者であること。
	海老名市に引き続き1年以上居住していること。
	世帯の所得が一定以下であること ・原則：15.8万円以下 ・子育て世帯、新婚世帯：21.4万円以下 ・多子世帯（18歳未満の子どもが3人以上）：25.9万円以下

	生活保護法の住宅扶助、生活困窮者自立支援法の住宅確保給付金等、住宅支援に関する給付金を受けていないこと。
	賃貸人の親族でないこと。
	入居日時点で賃貸人が所属する法人等の職員及び従業員でないこと。
	暴力団関係者でないこと。
	住宅を所有していないこと。

(4) 賃貸借契約

✓	賃貸借契約の要件
	入居者は原則として公募し、抽選その他公正な方法により選定すること。 ※すでに入居者がいる専用住宅を家賃低廉化補助金の対象として申請する場合も公募が必要です。詳細はお問い合わせください。
	交付決定通知書が交付された後に入居予定者と賃貸借契約を締結すること。
	入居者が不正な行為によって専用住宅に入居したときは、当該住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。
	入居者から権利金、謝金等の金品を受領することその他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと ※家賃、敷金を除く
	居住の目的で使用させること。
	入居者から家賃低廉化後の額（当該家賃から当該補助金の額を減じて得た額をいう。）を徴収するものであることを当該賃貸借契約において定めること。

参考

入居者とのトラブル防止の観点から、参考までに次のような内容を賃貸借契約書に盛り込むことをお勧めします。

《例》

(特約事項)

第●条 第●条までの規定以外に、海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱（令和8年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）に基づき、甲が乙に賃貸する住戸について、海老名市に対し家賃低廉化補助金を申請する場合の特約については、下記のとおりとする。

- 1 乙は、本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 2 乙は、本物件に入居後速やかに、乙及び同居者の住民票の写し（本物件に転居後のもの）を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等入居者等に増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を添えて甲に届け出なければならない。
- 4 乙が退去する際に、引き続き同居者が入居しようとするときは、甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、毎年度3月末までに、以下の各号に掲げる乙及び同居者に係る書類を甲に提出しなければならない。
 - (1) 直近の住民税課税証明書（所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの）
 - (2) 住民票の写し
 - (3) その他入居者資格に係る証明書等（市から提出の求めがあった場合）
- 6 交付要綱に基づき補助金が甲に交付される場合においては、第●条の規定に関わらず、乙が甲に支払うべき額は頭書（●）に記載する家賃の額から当該補助金の額を差引いた額とする。
- 7 甲が交付要綱に規定する補助の申請手続を怠り、又は適正に行わずに当該補助金が交付されないこととなった場合には、第●条の規定に関わらず、乙は、頭書（●）に記載する家賃の額から、甲が当該申請手続を怠らず又は適正に行っていたならば交付されるべき補助金の額を差引いた額を甲に支払えば足りる。ただし、乙の責に帰すべき理由がある場合においては、この限りではない。

3 セーフティネット専用住宅としての登録について

神奈川県への登録が必要です。登録方法、登録基準については県のホームページからご確認ください。



神奈川県 HP

【登録に係る問合せ先】

公益財団法人かながわ住まいまちづくり協会
横浜市中区大田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階
受付時間：平日 9 時～12 時、13 時～17 時
電話番号：045-664-6896

4 補助金の額について

【補助月額】

$$(1) \text{ 補助月額} = (2) \text{ 補助対象住宅の本来の家賃} - (3) \text{ 公営住宅並み家賃}$$

(1) 補助月額

補助額は最大4万円/月・戸まで。4万円を超える場合は4万円が上限となります。

(2) 補助対象住宅の本来の家賃

近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。(近隣にある同等グレードの住宅と比べて、極端に差がある家賃を設定した住宅をセーフティネット住宅として登録することはできません。)

(3) 公営住宅並み家賃

$$\text{公営住宅並み家賃} = \text{ア 家賃算定基礎額} \times \text{イ 市町村立地係数} \times \text{ウ 規模係数}$$

ア 家賃算定基礎額 世帯の所得の区分に応じ、次の表に定める額

所得上限	世帯の所得	家賃算定基礎額
	104,000円以下の場合	34,400円
	104,000円を超え、123,000円以下の場合	39,700円
	123,000円を超え、139,000円以下の場合	45,400円
	139,000円を超え、158,000円以下の場合	51,200円
	158,000円を超え、186,000円以下の場合	58,500円
	186,000円を超え、214,000円以下の場合	67,500円
	214,000円を超え、259,000円以下の場合	79,000円

※1 世帯の所得の区分は、毎年4月1日を基準日とし、前々年の所得に基づき認定します。

※2 世帯員の増減があったときは、当該入居者からの申請に基づき新たに所得を認定します。

※3 収入(月額)の求め方は公営住宅法施行令第1条第三項のとおりです。

計算方法は「海老名市営住宅入居者募集」のしおりをご確認ください。

イ 市町村立地係数

海老名市:0.9500

ウ 規模係数

規模係数=専用住宅の床面積の合計÷65 m²

※1 専用住宅の床面積の合計とは、専用住宅が共同住宅である場合は共用部分（バルコニー含む）以外の部分をいいます。また、小数点第2位以下は切り捨て、上限は100 m²です。

※2 規模係数は小数点第5位以下を切り捨てます。

(4) 補助月額算出について 具体例

専用住宅：床面積 30 m²、本来の家賃 5 万円

世帯の所得：11 万円（月額）

家賃算定基礎額⇒39,700 円

市町村立地係数⇒0.95

規模係数⇒0.4615（小数点第5位以下切り捨て） $\approx 30 \text{ m}^2 \div 65 \text{ m}^2$

公営住宅並み家賃 17,405.4725 円

=家賃算定基礎額 39,700 円×市町村立地係数 0.95×規模係数 0.4615

補助月額=32,000 円（千円未満切り捨て）

⇒本来の家賃 50,000 円－公営住宅並み家賃 17,405.4725 円=32,594.5275 円

【補助金の額】

補助金の額=補助月額×(5) 管理月数

(5) 管理月数

以下は管理月数に含みません。

- ・空家又は空室である期間
- ・入居者の要件を満たしていない期間

(6) 1年度あたりの補助金合計額の上限
48万円/戸

(7) 補助期間を通じた補助金総額の上限
480万円/戸

5 補助の期間について

補助の期間は専用住宅として管理を開始してから10年を限度とします。ただし、同一の専用住宅への補助金の総額が480万円未満であれば、総額が480万円を超えない範囲で補助期間を延長することができます。

なお、世帯の所得が15.8万円を超える多子世帯、子育て世帯については6年間、世帯の所得が15.8万円を超える新婚世帯については3年を限度とします。

年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中略	10年	11年～	
年間上限額(万円)	48	48	48	48	48	48			48	48
総額	補助期間を通じた補助金総額の上限 480万円									
世帯種別	多子世帯(所得15.8万超)						中略			
	子育て世帯(所得15.8万超)									
	新婚世帯(所得15.8万超)									
	原則・その他世帯									

10年間で
総額の上限未達時のみ

6 申請手続きの流れ

(1) 交付申請

ア 入居者を公募後、賃貸借契約を締結前までに以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付申請書(第1号様式)	(1)入居予定者及び同居予定者全員の住民税課税(非課税)証明書 (2)入居予定者及び同居予定者全員の住民票の写し (3)賃貸借契約書(案)の写し (4)誓約書(第2号様式)
提出期限	入居者を公募後、賃貸借契約を締結前まで

イ 審査後、結果に応じて以下の書類を市から賃貸人に送付いたします。

可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付決定通知書(第3号様式)
不可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金不交付決定通知書(第4号様式)

(2) 入居届

入居者を決定後、速やかに以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金入居届(第5号様式)	(1)賃貸借契約書の写し (2)入居者及び同居者全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)

※賃貸借契約書において、入居後速やかに入居者から賃貸人に住民票の写しを提出するよう規定することをお勧めします。

(3) 世帯員変更届

入居者又は同居者に出産、死亡、転出、氏名の変更その他の入居者の属する世帯の状況についての変更が生じたときは、速やかに以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金世帯員変更届(第6号様式)	(1)世帯全員の住民票の写し (2)その他変更事項を証明する書類

※賃貸借契約書において、世帯状況に変更があった際には速やかに入居者から賃貸人

に住民票の写しを提出するよう規定することをお勧めします。

(4) 退去届

入居者が退去したとき、賃貸借契約が終了したとき又は入居者が死亡したときは、退去した日又はその事実を知った日から30日以内に以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金退去届（第7号様式）	(1) 退去を証明する書類
提出期限	退去した日又はその事実を知った日から30日以内

【世帯員変更届と退去届の違い】

(例) 入居者：父
同居者：母、長男、長女
4人世帯

- ・入居者である父が単身赴任のため、転居した。⇒世帯員変更届
- ・世帯全員が引っ越しのため、退去した。⇒退去届

(5) 変更承認申請

ア 交付決定後において当該補助金の申請内容又は入居者の入居条件に変更が生じた場合は、交付期間の終了日までに以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金変更承認申請書（第8号様式）	(1) 入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書 (2) 入居者及び同居者全員の住民票の写し (3) 変更に係る内容が分かる契約書類
提出期限	交付期間の終了日まで。（

※ (3) 世帯員変更届及び(4) 退去届を提出する際に、必要に応じて併せて提出するようお願いいたします。

イ 審査後、結果に応じて以下の書類を市から賃貸人に送付いたします。

可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金変更承認通知書（第9号様式）
不可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金変更不承認通知書（第10号様式）

(6) 実績報告

ア 補助期間(四半期ごと)に応じた報告期間内に以下の書類を市までご提出ください。
ただし、補助期間の最終月より前の月に補助事業が終了する場合は、事業が終了した月の翌月に報告をお願いします。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金実績報告書(第11号様式)	(1) 入居者が負担する家賃の領収が確認できる書類 (2) その他市長が必要と認める書類

補助期間		報告期間
第1四半期	4月～6月	7月1日～同月末日
第2四半期	7月～9月	10月1日～同月末日
第3四半期	10月～12月	1月4日～同月末日
第4四半期	1月～3月	3月31日

イ 審査後、以下の書類を市から賃貸人に送付いたします。

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金補助金額確定通知書(第12号様式)

(7) 請求

確定通知書(第12号様式)を受け取った賃貸人は以下の書類を市までご提出ください。

様式
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金請求書(第13号様式)

第1号様式（第10条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金
交付申請書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

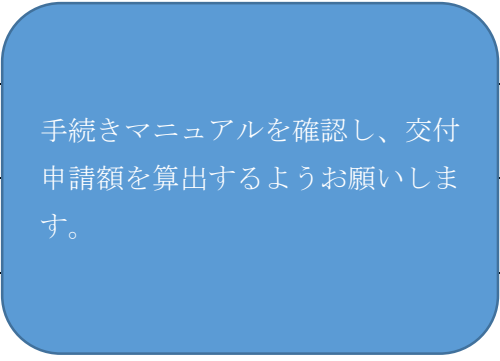
氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

私は、海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助対象住宅	所在地	海老名市
	住宅名	
	部屋番号	
交付申請額	円（千円未満切捨て） ③×④	
交付申請額の 算出方法	① 家賃（月額）	
	② 公営住宅並み家賃	
	③ 補助月額（①－②）	
	④ 管理月数	
補助事業の 実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
添付書類	(1) 入居予定者及び同居予定者全員の住民税課税（非課税）証明書 (2) 入居予定者及び同居予定者全員の住民票の写し (3) 賃貸借契約書（案）の写し (4) 誓約書（第2号様式）	

第2号様式（第10条関係）

（表）
誓約書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

氏名

（法人名・代表者名）

私は、申請内容が次の各号のいずれにも該当することを誓約します。また、申請に関する審査のため、申請者について、海老名市が保有する公簿等により個人情報（住民基本台帳、家屋課税台帳等）及び市税等の納付状況等を取得することに同意します。

1 申請者

（1）専用住宅の賃貸人であること。なお、次に掲げる場合は、賃貸人であって、当該補助事業の実施についてそれぞれ次に定めるものの承諾を得ているものであること。

ア 補助対象住宅の賃貸人が補助対象住宅の所有者（専用住宅が数人の共有に属するときは、その共有者）でない場合は、補助対象住宅の所有者（補助対象住宅が共有のときは、その共有者全員）

イ 補助対象住宅が共有の場合において、補助対象住宅の賃貸人がその共有者であるときは、補助対象住宅の他の共有者

（2）市税等を滞納していないこと。

（3）暴力団関係者ではないこと。

2 専用住宅

（1）市の区域内にある住宅であること。

（2）専用住宅として神奈川県に登録されている住宅であること。

（3）次条第3号アからウまでに該当する世帯が入居する場合は、その住戸の床面積の規模は、40平方メートル以上であること。ただし、入居世帯がひとり親世帯（子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者が1人及び子どもが少なくとも1人属する世帯をいう。）である場合は、この限りではない。

3 入居者

（1）住宅確保要配慮者であること。

（2）海老名市に引き続き1年以上居住（住宅確保要配慮者と同居する1歳未満の子ども及び住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等であって市長がやむを得ないと認めるものを除く。）していること。

(裏)

- (3) 世帯の所得（公営住宅法施行令第1条第3号に定める収入の例により算出した額）が、15万8千円以下であること。ただし、次のア、イに該当する世帯にあつては21万4千円以下、ウに該当する世帯にあつては25万9千円以下であること。
 - ア 子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。以下同じ。）又は妊娠している者がいる世帯
 - イ 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内の世帯
 - ウ 同居者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（昭和25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金その他住宅支援に関する給付金を受けていないこと。
- (5) 低廉化補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の親族でないこと。
- (6) 入居日時点で申請者が所属する法人等の職員及び従業員でないこと。
- (7) 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当する者でないこと。
- (8) 住宅を所有していないこと。

4 賃貸借契約

- (1) 申請者は、入居者を原則として公募し、抽選その他公正な方法により選定しなければならない。
- (2) 申請者は、第10条第2項の規定により補助金交付決定通知書が交付された後に入居予定者と賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 申請者は、入居者が不正な行為によって専用住宅に入居したときは、当該住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とするものとする。
- (4) 申請者は、次に掲げる場合を除くほか、入居者から権利金、謝金等の金品を受領することその他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならないものとする。
 - ア 毎月その月分の家賃を受領する場合
 - イ 家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合
- (5) 申請者は、入居者に当該住宅を居住の目的で使用させるものとする。
- (6) 申請者に交付される1月当たりの低廉化補助金は、賃貸借契約に基づき入居者が支払うべき家賃の一部とみなし、申請者は入居者から家賃低廉化後の額（当該契約家賃から当該補助金の額を減じて得た額をいう。）を徴収するものであることを当該賃貸借契約において定めるものとする。

誓約事項を全てご確認の上、提出するようお願いいたします。

第5号様式（第11条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金
入居届

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり入居者を決定したので届け出ます。

補助対象住宅	所在地	
	住宅名	
	部屋番号	
入居者 及び 同居者	入居者	
	同居者	
	契約期間 開始日	交付決定日以降とすること。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の写し ・入居者及び同居者全員の住民票の写し（補助対象住宅に転居後のもの） 	

第6号様式（第12条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金
世帯員変更届

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり世帯員の内容に変更が生じたので届け出ます。

補助対象住宅	所在地	
	住宅名	
	部屋番号	
変更事項	変更前	【入居者の変更】 ・海老名太郎 ・海老名花子
	変更後	【入居者の変更】 ・海老名太郎 ・海老名花子 ・海老名一郎
	変更理由	長男出生のため
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票の写し ・その他変更事項を証明する書類 	

変更事項について、
具体的に記入をお願いします。

第7号様式（第13条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金
退去届

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり入居者及び同居者の退去があったので届け出ます。

補助対象住宅	所在地	
	住宅名	
	部屋番号	
退去者	氏名	海老名太郎
	退去日	R8.12.1
	退去理由	転居のため
添付書類	・退去を証明する書類	

世帯全員が退去した場合のみ、退去届を提出してください。

世帯主のみ転居し、同居者が住み続ける場合は、世帯員変更届を提出してください。

第8号様式（第16条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金
変更承認申請書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

すでに額の確定を終えている期間については、変更できません。変更承認申請書は速やかに提出するようお願いします。

例：以下の変更事項について、7～9月分の実績報告書を提出し、額確定通知書を受け取った後に変更承認申請をした場合、補助月額が変更されるのは最短でも10月以降です。

補助対象住宅	部屋番号	
交付決定額	金 360,000 円 (30,000 円×12 ヶ月)	
変更後の交付申請額	金 440,000 円 (30,000 円×4 ヶ月) + (40,000 円×8 ヶ月)	
変更理由	世帯主の死亡（令和8年7月〇〇日）により世帯の所得の区分が変更となったことで、補助月額に変更が生じたため。 補助月額変更前：30,000 円 令和8年4月～7月 補助月額変更後：40,000 円 令和8年8月～令和9年3月 賃貸借契約書の変更日：令和8年7月〇〇日	
補助事業の実施期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
添付書類	(1) 入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書 (2) 入居者及び同居者全員の住民票の写し (3) 変更に係る内容が分かる契約書類	

第11号様式（第17条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金
実績報告書

年 月 日

海老名市長 へ

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

私は海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第17条第1項の規定により、必要書類を添えて次のとおり事業の実績を報告します

補助対象住宅	所在地	海老名市		
	住宅名			
	部屋番号			
交付決定額	金 360,000 円			
実績報告	実績額計	90,000 円 (令和8年4月～令和8年6月分)		
	家賃 (月額)	80,000 円		
	公営住宅 並み家賃	50,000 円		
	補助月額	30,000 円	実績報告 に係る月数	3ヶ月
添付書類	(1) 入居者が負担する家賃の領収が確認できる書類 (2) その他市長が必要と認める書類			

四半期ごと、報告期間内の提出をお願いします。

第13号様式（第18条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金
請求書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、次のとおり海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金の交付を請求します。

請求額	金	円
対象期間	年 月～ 年 月分	

金融機関名			支店名				
預金種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)					
口座名義	フリガナ						
	氏名						

交付決定を受けた方以外の名義の口座を振込先に指定する場合は委任状に提出が必要です。